The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	法廷における方言 ： 「臨床ことば学」の立場から
Author(s)	札埜, 和男
Citation	大阪大学, 2008, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/49432
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、大阪大学の博士論文についてをご参照ください。

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

【65】

氏　　名	札（ふだ）　埜（の）　和（かず）　男（お）
博士の専攻分野の名称	博　士（文　学）
学　位　記　番　号	第　２２５７１　号
学位授与年月日	平成 20 年 12 月 22 日
学位授与の要件	学位規則第４条第２項該当
学　位　論　文　名	**法廷における方言－「臨床ことば学」の立場から－**
論文審査委員	（主査） 教　授　真田　信治 （副査） 教　授　青木　直子　　准教授　渋谷　勝己

論　文　内　容　の　要　旨

本論文は、法廷における方言の機能について、３つの視座から考察を加えたものである。第１の視座は、関西方言が法廷でどのように現れ、どのような機能を果たしているのかを明らかにすることである。第２の視座は、法廷での関西方言の現れ方を権力・権威の視点から分析することを通して、方言と権力・権威の関係を明らかにすることである。そして第３の視座は、他地域での方言や言語をめぐって紛糾した裁判事例を引きながら、法廷で一般市民が方言を使う権利についての正当性を導き出すことである。本論文では以上３つの視座からの分析で明らかになった成果を踏まえ、2009 年 5 月より始まる裁判員制度や今後の裁判における方言のあり方も検討している。

本論文は７章構成である。400 字詰め原稿用紙にして約 400 枚の分量である。

第１章では、本研究の目的や意義、研究の方法、分析の枠組み、研究の対象、先行研究について述べている。参与観察をした 54 の裁判や裁判記録より得た方言使用のデータを法曹関係者へのインタビューを参考にしつつ機能ごとにカテゴリー化し、関西方言が法廷で果たす機能を「心的接触機能」「リズム変換機能」「カムフラージュ機能」「引用機能」の４つに整理した。

第２章では、それぞれの機能が現れる法廷でのやりとりを法曹関係者へのインタビュー

を交えながら説明している。「心的接触機能」は相手の心に近づこうとする働きである。「リズム変換機能」は尋問の単調さを防止するために、方言を使うことで尋問のリズムを変えて念を押す、メリハリをつけて一本調子になることを避ける機能である。「カムフラージュ機能」は方言を使うことで相手の主張を弱めたり曖昧にさせたり、自分の主張をぼかしたりする働きである。「引用機能」は方言の入った会話が事実を証明する証拠として引用される機能である。たとえば恐喝事件における脅し文句は方言で、それを共通語には置き換えることはできない。

第３章では、速記官の養成中止や音声認識装置導入といった法廷現場での現在の話題とともに、方言の記録をめぐる問題について論じている。方言が裁判記録としてどのように扱われるのかを調べることで、裁判記録における方言排除の実態を浮き彫りにした。

第４章では、法廷の方言における心的接触機能がいわゆるスピーチ・アコモデーション理論と対応するものであることを指摘し、この理論を用いて、法廷における方言使用と権力・権威の関係を論じている。

第５章では、「言語権」「方言権」の視座から法廷において方言を使用する権利の問題を具体的事例に基づいて論じている。

第６章では、「ことばのフィルターを通して、その研究の対象とする人々とことばとの関係性やその社会の持つ問題を明らかにするとともに、その問題の解決を志向する学」である「臨床ことば学」の立場からの提言を行っている。

第７章では、本論文のまとめと今後の課題について述べている。裁判員制度への市民の参加を念頭に置くならば、市民は司法の現場においては相対的に社会的弱者としての存在である。相対的な社会的弱者である以上、市民に多様なことばで語る権利を与えることは、市民がお飾りでない裁判員制度を創っていくためにも必要なことであるとする。

論文審査の結果の要旨

本論文は、法廷における関西方言の持つ権力性・権威性を問い、差別と排除の問題について考察したものである。法廷の中では方言が法曹関係者にとって法廷内の弱者である被告人や証人を追い詰める「弱いものいじめの道具」となっている。つまり、法曹関係者によって用いられる方言には、従来の研究で明らかにされてきた「プライベートな（くつろいだ場）で使われる」「仲間意識を形成する」「親しい人同士で使う」といった知見が必ずしもあてはまらない。それは「オフィシャルな（かしこまった場）で使われる」「相手を攻撃する」「疎の人間関係にある対象ゆえに使う」ことばであるといえる。法廷における方言の機能を、主に誰がどんな目的で使っているのか、という点から考えると、問題なのはその方言使用の主導権を自由に（意図的に、時には無意図的に）扱っているのが法曹関係者たちであるということである。法曹関係者にとって方言はストラテジーとして機能している。方言は法曹関係者にとって自由に操れることばとして機能しているだけで、市民には閉じられたことばとなっている。市民が意図的に使うのは「引用機能」だけである。攻撃機能を兼ねて「法律の素人」がストラテジーとして方言を利用するケースもあるが、それは例外中の例外であることが明らかになった。市民が方言を駆使するためには覚悟が必要とされるのである。大阪に限っていうと、方言の持つ権力・権威はそもそも法曹関係者が法廷で使用してきたという事実から、「方言の復権」ということ自体があり得ないのであって、法廷から「市民のことば（方言）」を排除した状態で、方言は権力と権威を保持してきたといえるのである。

本論文の意義については学問的意義と社会的意義の２つに分けて考えることができよう。学問的意義としては、法廷内で交わされる方言の研究において社会言語学的に新たな研究領域やテーマを開拓した点、また、関西方言を研究対象とした方言機能の研究について新たな知見を生み出した点が挙げられる。社会的意義としては、法廷で使用されることば一般や裁判員制度への市民参加を念頭においた裁判でのことばの問題について、方言という視点から論究した点が挙げられる。

本論文はまだ粗削りなところも散見するが、法廷における方言をめぐって、自分たちのことばに基づく裁判、その実現のためのアイデンティティ機能の活用、裁判官の言語意識の変革、速記官養成の再開、評議における方言の活用といった観点からの貴重な提言を行っており、高く評価できるのである。よって、本論文を博士（文学）の学位にふさわしいものと認定する。